

平成28年7月26日

鳥取地区学生各位
(連合農学研究科除く)

理 事(教育担当)

「成績評価に疑義がある場合の申立て」について(通知)

自分の成績評価に疑義がある場合に、受付窓口を通じて授業担当教員に申立てを行うことができます。

疑義申立てを行うことができるのは、次の場合に限ります。

- [1] 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りと思われるもの
- [2] シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

【申立て手続き】

- ・**当該授業科目の成績公開後1週間以内(期日厳守)に「成績評価確認願」に記入のうえ、受付窓口(下図参照)へ提出して下さい。**
- ・申立て内容を確認し、原則2週間以内に回答します。
(ただし、申立て内容が上記[1],[2]に該当しないと判断した場合には、申立てを受理しないことがあります。)

○申立てを行う前に…(要確認)

- * **申立て手続き等は各学部・研究科によって異なることがありますので、申立てを行う場合は受付窓口にて早めに確認して下さい。**
- * **医学部1年次(生命科学科・保健学科)については、疑義申立ての出来る期間を個別に設定することがありますので、掲示に注意して下さい。なお、「成績評価確認願」の提出先は教育支援課4番窓口です。**

＜鳥取地区における成績公開後の疑義申立て手続きの流れ＞

